文書番号　　10川市生第27号
市長決裁日　平成10年7月15日

認定職業訓練事業補助金交付要綱

（通　則）

第１条　認定職業訓練事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年川崎市規則第７号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目　的）

第２条　この要綱は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練のために設置している認定職業訓練校に対し、教育の充実を図るため補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（対　象）

第３条　この要綱の対象となる認定職業訓練校は、別表１のとおりとする。

２　補助金交付対象団体の代表者又は構成員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいてはならない。

（申　請）

第４条　この要綱により補助金の交付を受けようとする認定職業訓練校は、認定職業訓練事業補助金交付申請書（第１号様式）及び誓約書（第２号様式）に次の書類を添えて申請しなければならない。

（１）規約又はこれに類するもの

（２）事業計画及び予算書

（３）訓練生名簿

（補助金の種類及び額）

第５条　補助金は職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通職業訓練の普通課程及び短期課程を対象として交付し、その額等については別表２で予算の範囲内とする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、第４条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時は、認定職業訓練事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

２　市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容等の変更）

第７条　補助金の交付を受けたものは、補助事業の内容又は補助事業の経費を変更する場合は、認定職業訓練事業変更承認申請書（第４号様式）により、速やかに市長の承認を得なければならない。

（市内中小企業者への優先発注）

第８条　補助金の交付を受けたものは、補助金の交付決定額が１，０００，０００円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年３月 21 日規則第７号）第５条第２項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は２者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

（１）１件の金額が１，０００，０００円を超えるとき。

（２）その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告）

第９条　補助金の交付を受けたものは、事業終了後、認定職業訓練事業実績報告書（第５号様式）に次の書類を添えて報告しなければならない。補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様とする。

（１）事業報告及び決算書

（２）訓練終了者名簿

（３）発注実績報告書（第６号様式）

（４）入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第７号様式）

（５）その他市長が必要と認める書類

２　前項第３号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、１件の金額が１，０００，０００円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は２者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

３　補助金の交付を受けたものは、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第８号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は補助金の交付を受けたものに対して直近の４月１日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

４　本条第１項第４号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（変更の届出）

第１０条　補助金の交付を受けたものは、所在地、名称、代表者氏名等に変更があったときは、速やかに報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、第９条による報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（第９号様式）により、認定職業訓練校に通知するものとする。

２　市長は、認定職業訓練校に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから３０日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

（補助金の概算払い）

第１２条　市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、認定職業訓練校の請求により、概算払をすることができる。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（２）事業が補助金交付決定の内容に反したとき

（３）市長の付した条件又は指示に従わなかったとき

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第１５条　認定職業訓練校は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなくてはいけない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌日から５年間保管しなければならない。

（委　任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済労働局長が定める

付　則

この要綱は、昭和４７年７月５日から施行する。

付　則

この改正要綱は、昭和５７年８月５日から施行する。

付　則

この改正要綱は、昭和６２年８月１４日から施行する。

付　則

この改正要綱は、平成６年５月１７日から施行する。

付　則

この改正要綱は、平成９年４月１日から施行する。

付　則

この改正要綱は、平成１０年７月１５日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２７年３月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１

補助金交付対象認定職業訓練校

１　川崎建築高等職業訓練校　　川崎市川崎区藤崎１－１３－２７

２　川崎北部建職高等職業訓練校　　川崎市多摩区堰１－１８－１７

別表２

認定職業訓練事業補助金交付基準

この基準は、要綱に定める補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。補助金の種類及び額は下記のとおりとする。

１　普通職業訓練普通課程

（１）　定額補助　　１校につき年額　　１，１００，０００円

（２）　訓練費補助の限度額

１人につき年額　　７２，０００円

ただし、毎年度７月１日現在の在校訓練生の数による。

２　普通職業訓練短期課程

定額補助　　１校につき年額　　３００，０００円

第１号様式

認定職業訓練事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）川 崎 市 長

申請者所在地

（郵便番号　　）

団　体　名

代 表 者 氏 名

　　年度職業訓練事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助金交付事業の目的及び内容

２　補助金交付事業の開始及び終了予定

３　交付申請額　　円

４　交付申請額の算出方法

５　補助金交付事業の経費配分及び経費の使用方法

第２号様式

誓　約　書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

団体の所在地

団　体　名

代表者氏名

申請者及び申請者の構成員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提出することについて、同意します。

〔　名　　簿　〕

役職	氏名（フリガナ）	性別	住所	生年月日

（注）氏名には、フリガナを付して下さい。

第２号様式

役職	氏名（フリガナ）	性別	住所	生年月日

（注）氏名には、フリガナを付して下さい。

第３号様式

認定職業訓練事業補助金交付決定通知書

川崎市指令　　第　　号

所　在　地

団　体　名

代表者氏名

　　年　　月　　日付けで申請があった　　年度　　職業訓練校事業に対する補助金の交付については、認定職業訓練事業補助金交付要綱に基づき、次の条件を付けて、　　円を交付します。

　　年　　月　　日

（川崎市長名）

１　補助金は、他の経費に流用しないでください。

２　事業終了後は、経費の収支決算書及び事業概要報告書を提出してください。
なお、これにより過渡しとなった補助金については、返還していただくことになります。

３　次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金についても、その全額又は一部について返還を命ずる場合があります。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（２）事業が補助金交付決定の内容に反したとき

（３）この要綱に違反したとき

（４）市長の付した条件又は指示に従わなかったとき

４　この決定通知書の内容に不服があるときは、交付決定日から起算して１４日以内に申請の取下げをすることができます。

第４号様式

認定職業訓練事業変更承認申請書

年　　月　　日

（あて先）川 崎 市 長

申請者所在地

（郵便番号　　）

団　体　名

代表者氏名

電　　話　（　　）

年　　月　　日付けで交付決定を受けた認定職業訓練事業補助金に係る補助事業の内容又は補助事業の経費の変更について、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助金交付事業の目的及び内容

２　補助金交付事業の開始及び終了予定

３　交付申請額　　円

４　交付申請額の算出方法

５　補助金交付事業の経費配分及び経費の使用方法

６　変更箇所

第５号様式

認定職業訓練事業実績報告書

年　　月　　日

（あて先）川 崎 市 長

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

年　　月　　日付けで補助金交付決定を受けた認定職業訓練事業の実績を、次のとおり報告します。

１　事業報告及び決算書　　別添のとおり

２　訓練終了者名簿　　別添のとおり

第６号様式

年　　月　　日

発注実績報告書

川崎市長　様

所在地　〒

企業・団体名

代表者　職名

氏名

年　　月　　日　　第　　号で交付決定された事業について、認定職業訓練事業補助金交付要綱第９条第１項に基づき、次のとおり報告します。

１　事業名

２　発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。　（単位：円）

	契約日	契約種別（工事、委託、物品）	契約名称	業者名	市内中小の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

３　添付書類

（１）上記、契約結果の分かる書類の写し

（２）市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積書を徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第７号様式

年　　月　　日

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

１．　１００万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．発注先

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

４．市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	（１）市内中小企業者で取扱いがない
	（２）２者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	（３）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	（４）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	（５）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	（６）上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（１）から（６）の順に最初に当てはまる１つの理由を選択してください。

（６）の理由を選択した場合、その事由内容

認定職業訓練事業補助金交付要綱第８条に定める市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　職名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第８号様式

誓　　約　　書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　　月　　日

（あ　て　先）

（補助事業者名）

（補助事業者の代表者名）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

職員総数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

第９号様式

補助金額確定通知書

川経労第　　号

所　在　地

団　体　名

代表者氏名

年　　月　　日付けで実績報告のありました職業訓練校事業に対する補助金の交付金額については、次のとおり確定しましたので通知します。

年　　月　　日

（川崎市長名）

１　交付決定年月日　　年　　月　　日

２　交付決定通知番号　　川崎指令　第　　号

３　交付決定額　　円

４　確定額　　円